

「幌延深地層研究の確認会議」の開催について

1 目的

「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下、「三者協定」という）第14条に基づき「幌延深地層研究の確認会議」（以下、「確認会議」という。）を開催し、研究が「三者協定」に則り、「研究計画」に即して進められているかを確認する。

2 構成員

北海道：経済部環境・エネルギー局長（座長）、宗谷総合振興局産業振興部長

幌延町：副町長、企画政策課長

3 開催内容

- (1) 確認会議では以下のことを確認する。
 - ・「令和3年度調査研究計画」（令和2年度の成果の概要含む）
 - ・深度500mにおける研究の実施に関する検討結果
- (2) 合わせて、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」受入に当っての回答（令和2年1月4日）及び昨年度の確認会議を踏まえた要望により、道が原子力機構に実施を求めた事項についても確認する。
- (3) 原子力機構の出席により説明聴取などを行うほか、国立研究開発法人である原子力機構の所管官庁である文部科学省及び経済産業省に対しても必要に応じ出席を求める。
- (4) 専門有識者を招へいし、道や幌延町とともに、研究成果等の内容について疑問点を含め原子力機構に確認するほか、確認会議の場などで疑問点や課題について意見の発言などを求める。

5 会議の開催時期と回数

第1回目 4月16日

第2回目 5月中旬

第2回目以降、複数回を予定

6 会議の公開

- ・ 会議は原則公開とし、開催前にHP等により開催を周知する。傍聴については、会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- ・ 配布資料、議事要旨などはHPを通じて公開する。ただし、特段の事由により非公開とする場合は、理由を明示するものとする。